平成２２年（ヒ）第１３号
横浜市神奈川区栄町１番地１
清算株式会社　株式会社スリーディー
１　決定年月日　平成22年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（ヒ）第２号
山梨県大月市富浜町鳥沢3458番地
清算株式会社　株式会社大庫
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

平成２２年（ヒ）第３００８号
大阪府門真市松生町１丁目４番松下電器産業株式会社構内
清算株式会社　アルファメッドサイエンス株式会社
１　決定年月日　平成22年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（ヒ）第７号
高松市亀井町８番地13
清算株式会社　高松シテイホテル株式会社
代表清算人　冨永　博道
１　決定年月日　平成22年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１１号
富山県高岡市中田4576番地
清算株式会社　ＫＳ商事株式会社
代表清算人　本郷　　博
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
清算株式会社は、別紙１「一般協定債権者」及び別紙２「別除権付協定債権者」の各協定債権者に対し、別紙１、２の「弁済額」欄の額を本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末日までに弁済し、各協定債権者はその余の債権を全額免除する。
なお、一般協定債権者のうち清算株式会社代表清算人本郷博に対する弁済は行わない。
２　弁済の方法
各協定債権者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、清算株式会社の負担とする。
３　残余財産の換価・追加弁済
代表清算人は、前記の弁済後、清算株式会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、各協定債権者に対し、換価金額から必要な換価費用その他会社法515条３項括弧書記載の債権に対する弁済原資を控除した残額を、前記の弁済後の協定債権額の割合に応じて支払う。
この場合、各協定債権者が第１項の規定により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
富山地方裁判所高岡支部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
香川県丸亀市西平山町129番地１
再生債務者　株式会社苗田商店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　香川県丸亀市本町３―25　久保ビル３階　馬場俊夫法律事務所　弁護士　馬場俊夫
平成22年７月22日　高松地方裁判所丸亀支部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
山口県萩市大字椿東字奈古屋1189番地
再生債務者　株式会社柚子屋本店
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年10月12日から平成22年10月26日まで
山口地方裁判所

平成２２年（再）第４号
福岡市中央区大手門３丁目11番23号
再生債務者　株式会社寿石油
代表者代表取締役　大竹　淳二
１　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月３日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年10月８日から平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第６１号
大阪市西成区津守２丁目３番10号
再生債務者　植田食品株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年７月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月26日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月13日
平成22年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第３号
大阪市西成区津守２丁目３番10号
再生債務者　植田　詔子
１　決議に付する再生計画案　平成22年７月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月26日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月13日
平成22年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２１号
札幌市豊平区西岡４条２丁目７番12―101号
再生債務者　株式会社カワカミ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成22年７月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（再）第２号
茨城県坂東市矢作3110番地１
再生債務者　有限会社アイプラント
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年７月22日　水戸地方裁判所土浦支部

平成１９年（再）第３号
茨城県つくば市沼崎2452番地
再生債務者　有限会社エムプラント
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年７月22日　水戸地方裁判所土浦支部

平成１９年（再）第４号
茨城県土浦市上坂田1412番地３
再生債務者　有限会社こみや
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年７月22日　水戸地方裁判所土浦支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２５号
栃木県下野市磯部553番地
再生債務者　海老原良太
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月26日から平成22年９月３日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第５６号
栃木県宇都宮市東宝木町７番31号
再生債務者　畠山　直樹
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月26日から平成22年９月３日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第２００号
愛知県小牧市大字東田中1847番地１
再生債務者　森保　敦美
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月19日から平成22年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部